

「台湾におけるサイクルツーリズムの観光プロモーション」

公募型プロポーザル提案説明書

1 業務名

台湾におけるサイクルツーリズムの観光プロモーション事業

2 業務の目的

台湾には、島内には自転車道が整備されており、台湾を1周（900キロ）するサイクリングツアーが流行しているほか、列車にも自転車の持ち込みが可能となっているなどサイクリングが盛んな地域である。また、世界最大の自転車メーカー「ジャイアント」があり、人口一人あたりの生産台数は1位である。

さらに、台湾から札幌への観光入込数は53万人と国・地域別で3番目であり、今後も増加が期待されている。

北海道・札幌は、冷涼な気候と、豊かな自然、広い道路とサイクリングに適した場所であることから、今までの食や豊かな自然などの札幌の魅力に加え、サイクリングを活用した旅行を提案することは、さらなる誘客促進を図るうえで有効である。

そこで、今回は、台湾のメディア関係者を招請し、札幌での自転車を利用した旅行の楽しみ方や、豊かな食、文化、自然など観光の魅力を紹介した番組を台湾で発信することで、誘客を促進することを目的とする。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から平成30年12月31日までの間とする。

4 予算規模

本業務の上限は800千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 業務の内容

上記目的を達成するため、台湾から現地メディアを招聘し、情報発信を行う。

(1) 対象市場及び対象者

ア 対象市場

台湾

イ 対象者

業務の目的を達成するに相応しい、概ね10歳代～60歳代

(2) 実施時期

平成30年10月31日までに行うこととする。

(3) 招請について

- ・テーマ : 札幌でサイクリングを楽しむ
- ・招請時期 : 9月
- ・招請期間 : 2泊3日以上
- ・招請対象 : 台湾のTV局のクルーおよびレポーター2人以上。
- ・取材地域 : 札幌市内のテーマに即した素材のある地域。
- ・業務内容 : 招請するTV局の選定
招請するレポーターの選定
被招請者との調整及び参加者の取りまとめ
取材・視察に係るコースの企画・調整
取材・視察に係る宿泊、食事、交通手段及び通信手段の確保等の一切の手配
通訳・添乗員等の手配

(4) TV番組の制作・放映について

- ・媒体 : 台湾の民営放送のTV
- ・放送時期 : 10月中旬までに、2回以上放送すること。
そのほか、適宜、SNSを活用した周知を行うこと。
- ・内容 : テーマに即した、札幌に旅行に来たくなるよう、また、来た際には自転車を利用して散策したくなるような、内容とする。
自転車については、レンタサイクル「ポロクル」を活用し、周知を図ること。
- ・業務内容 : TV局の選定および、各種手配
TV局、メディア関係者との各種調整および、契約等の一切の手配

(5) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた効果やその他二次的な効果

等)を取りまとめ、報告すること。

6 企画提案を求める事項

以下の(1)~(6)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

対象市場の現地事情や本市を取り巻く現状などを分析し、本事業の実施に当たっての基本的な考え方、企画の特長等を明らかにすること。

(2) 活用するTV局、番組、リポーターについて

提案する媒体の特徴、その媒体を使用することが当業務の遂行にあたり優位性が高い理由を示すこと。

(3) 実施内容

ア 対象市場の地域性や文化を十分に理解し、媒体の特長、現地の興味・関心や話題性を意識した提案とすること。

イ 取材招請の実施についての方法、工夫等を明らかにすること。

ウ 招請時期、プロモーションの露出時期と期間及びその理由を明らかにすること。

(4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない）並びに業務実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

(5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額を示すこと。

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)~(3)の全ての要件を満たすものであること。

(1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による

再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

8 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、評価委員会を設置して評価する。

- (1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

- (2) 評価の基準

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|---------------------------|--|----|
| 対象分析的確性 (6-(1) 関係) | 対象市場の現地事情、本市を取り巻く現状などの分析が適切であるか。 | 10 |
| 利用媒体の優位性 (6-(2) 関係) | 利用する媒体は、本業務の遂行にあたり優位性が高いものとなっているか。 | 20 |
| 手法・内容の評価 (6-(2)(3) 関係) | 訴求コンテンツの捉え方は対象市場の特性を十分に踏まえた内容であるか。 | 15 |
| | 媒体の特性を活かし、プロモーションの効果を上げるような仕掛けや工夫が講じられているか。 | 20 |
| | 取材招請の実施において効果的な創意工夫がされているか。 | 15 |
| 体制・計画の適否 (6-(4)関係) | 業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。 | 10 |
| 経費の妥当性 (6-(5) 関係) | 提案内容に対して積算額が妥当であるか。 | 10 |

- (3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

9 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

10 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

11 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本実施要領及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他留意事項

- ・ 招請者の選定にあたっては、テーマにあった被招請者を選定すること。
- ・ 取材先は、テーマを意識すること。
- ・ 使用する SNS は、現地での訴求力、使用率などを考慮し、訴求力を高めて発信すること。
- ・ テーマから、適切な時期に発信すること
- ・ ネイティブチェック体制を明確にし、現地で違和感のない内容で発信すること
- ・ 制作物の著作権は、発注者に帰属すること
- ・ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

14 提出先・問合せ先

担 当 さっぽろグローバルスポーツコミッション

住 所 〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル9階

電 話 011-200-0905

F A X 011-200-0314

メール sports@plaza-sapporo.or.jp